

下水道を大切に ～9月10日は下水道の日～

問い合わせ 上下水道部工務課(庁舎3階) ☎43-0534

『下水道の日』は、昭和36年、下水道の全国的な普及を目的に『全国下水道促進デー』として始まりました。

下水道には、お風呂・台所・トイレなどから出る汚水を処理場で浄化し、自然に帰す役割のほか、大雨が降ったときに、雨水をすみやかに流し、浸水を防ぐ役割もあります。まちを水害から守る効果から、全国下水道促進デーは、台風がよく来るとされている『二百十日』（立春から数えて210日目、9月1日頃）を過ぎ、本格的な台風シーズンを迎える9月10日と定められました。

旧下水道法(1900年(明治33年)制定)の100周年を記念して『下水道の日』と名称が変更された2001年以降は、下水道の役割や重要性への理解と関心を得るために、全国で様々なイベントが開催されています。加東市では、のぼりの設置などによる市役所でのPR活動のほか、小学校での出前講座を開催して、下水道の大切さを周知します。

出前講座とは？

出前講座とは、学校や公民館などに職員が伺い、下水道の仕組みなどを解説させていただく講座です。今年度は既に、兵庫教育大学附属小4年生のみなさんに受講してもらいました。

下水道の仕組みや正しい使い方を学んでいただくことで、下水道への関心が少しでも高まればと思います。

現在、出前講座のほか、下水処理施設の見学も受け付けています。興味のある方は、お気軽にご連絡ください。



下水道に異物を流さないでください！

タオルや紙オムツなどの異物を下水道へ流すと、下水道管の詰まりやポンプの故障の原因となります。現在、市内では、ポンプの故障が毎月2回程度発生しています。

天ぷら油や調理くず、ポケットティッシュやおしりふき等は一般家庭用ごみとして処理してください。

下水道は生活に密着した重要なライフラインです。詰まりや破損等がなく、みなさんに安心して下水道を使っていただくためにも、決して異物を流さないようお願いいたします。

加東市では水洗化を進めています

水洗化して、生活排水を下水処理施設や浄化槽によって浄化することは、衛生的な生活環境の構築と、河川などの水質保全につながります。

加東市における下水道接続の水洗化率は、93.4%です。より快適で衛生的な暮らしと、環境保全のため、水洗化を進めましょう。



下水道への接続工事は指定工事店で

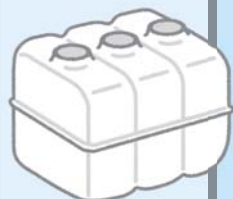
生活排水を下水道へ接続する工事は、加東市排水設備指定工事店に申し込んでください。

工事の際は見積もりを取りましょう

排水設備や浄化槽の工事費用は、敷地や建物の大きさ、トイレ・台所・風呂などの位置等によって、大きく変わります。いくつかの指定工事店で見積りを取り、費用を確認した後に、工事に取り掛かれることをお勧めします。

個人での浄化槽設置に補助制度

下水道等の集合処理を行わない区域で、戸別に浄化槽を設置する方を対象とした設置費用の補助制度があります。



補助金上限額	
5人槽	332,000 円
6～7人槽	414,000 円
8～10人槽	548,000 円



滞納はさせない！許さない！
あらゆる債権の徴収を強化しています

地方公共団体は、みなさまから、税金等の金銭を徴収しています。金銭を徴収する権利を『債権』といい、加東市を含め地方公共団体が持つ債権は、地方自治法に規定されています。地方公共団体の債権は、発生原因の違いにより『公債権』と『私債権』に大別され、さらに、公債権は、滞納が発生した場合の徴収方法の違いにより『強制徴収公債権』と『非強制徴収公債権』に分類されます。

加東市では、市民税や固定資産税などの強制徴収公債権について、差し押さえなど滞納処分を強化し、生活保護費返還金等の非強制徴収公債権についても、支払いの督促や訴訟による強制執行を行っています。

さらに、私債権についても、平成26年4月に『加東市私債権管理条例』を制定し、公債権と同様に、滞納を許さない姿勢で、訴訟を含めた徴収業務に取り組んでいます。

○納付期限を過ぎると滞納です

市に納めていただく税金等には、納付期限が定められています。定められた納付期限を過ぎると、滞納となり、処分の対象となります。



○滞納すると多くのものを失います

強制徴収公債権である市税等の滞納者には、督促状や催告書の送付に加え、訪問や電話による催告を行います。それでも納付しない場合は、法律に基づき、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。

差し押さえにあたっては、財産を調査する必要がありますが、この調査も滞納者の意思に関係なく、法律に基づき、勤務先・取引先・金融機関などに対して実施します。この調査によって、勤務先や

金融機関からの信用が失われます。

非強制徴収公債権である行政財産使用料等や、私債権である市営住宅使用料・病院診療費等も、納付期限までに納付がないときには、電話や訪問、文書による督促・催告を行います。それでも納付がないときには、裁判所を通じて支払督促・強制執行により債権回収を行っています。

滞納すると、延滞金等が発生して通常支払うべき金額よりも多くの金額を支払わなければならなくなるだけではありません。社会的な信用、訴訟にかかる時間など、非常に多くのものを失うのです。

○納付できない場合には

病気や失業など、予期しない事情により、どうしても納付が困難な場合は、納付期限までに、早急にご相談ください。やむを得ないと市が認めた場合に限り、納付誓約による分割納付等の猶予措置を行う場合があります。

公債権と私債権の種類 (主なもの)

市の債権	公債権	私債権
	○市税・国民健康保険税 ○介護保険料 ○保育料 ○生活保護費返還金 ○後期高齢者医療保険料 ○下水道使用料	○水道料金 ○市営住宅使用料 ○住宅新築資金等貸付金償還金 ○学校給食費 ○有線放送使用料 ○病院診療費
	総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0398 福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440 福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408 福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎43-0407 市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501 上下水道部管理課(庁舎3階)・水道お客さまセンター(庁舎3階) ☎43-0539	上下水道部管理課(庁舎3階)・水道お客さまセンター(庁舎3階) ☎43-0539 まち・農整備部地域整備課(庁舎3階) ☎43-0517 教育委員会人権教育課(庁舎4階) ☎43-0544 教育委員会学校給食センター ☎42-0074 協働部秘書広報課・地域情報センター ☎42-8330 加東市民病院 医事課 ☎42-5511